

新型コロナウイルス感染症対策中における災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」が求められる中でも、災害のおそれがある場合は、地域防災計画に基づく避難勧告等を発令し、それに伴う避難所を開設します。

市民が安心して避難できる環境づくりを次のとおり進めています。

1 開設する避難所の拡充

通常開設する市民センター等に加え、特に混雑が予想される避難所について、近くの小・中学校を開設します。

- ・開設箇所数：145カ所（通常 105カ所）

2 避難所における感染防止対策

(1) 十分なスペースの確保

- ① 避難者同士の距離を保つ措置を行います。
- ② ホールや和室以外でも会議室などを活用し、十分なスペースを確保します。

(2) 健康状態の確認

- ① 受付時に、体温測定や体調のヒアリングを実施します。
- ② 避難中も、適宜、体温測定や健康観察を実施します。

(3) 手洗いと咳エチケット等の徹底

- ① 避難者の手洗いや咳エチケットを励行します。
- ② ドアノブや手すりなどを定期的に消毒します。
- ③ 定期的に窓を開放し、十分な換気を行います。

(4) 救急・医療機関との連携

- ① 発熱や咳等のある方がいた場合に備え、医療機関との連絡体制を構築します。
- ② 発熱や咳等の症状が悪化した方がいた場合は、救急車の要請を行います。

3 避難所の運営体制

(1) 人員の増強

受付や健康観察等を考慮し、配置人員を1名から原則2名以上に増やします。

(2) 備品の追加配備

体温計、マスク、ゴム手袋、消毒液を追加で配備します。

4 市民一人ひとりの備え

避難所における感染防止対策と併せて、市民の皆様にも、次のような日頃からの備えをお願いすることとします。

(1) ハザードマップによる危険な箇所の確認

自宅や職場、よく行く場所などが、危険な箇所でないかを事前に確認すること。

(2) マイ避難所の確保

避難所に限らず、安全な場所にある親戚や友人宅なども含めた避難先を事前に確認すること。

(3) 非常持ち出し袋への追加

通常の非常持ち出し品に加え、マスクや手指消毒用アルコール、体温計などを追加すること。

5 感染者等の避難について

罹患者と濃厚接触者について、避難の必要性を事前に把握し、適切な避難行動を支援します。

(1) 濃厚接触者の避難

専用の避難先に避難誘導します。

(2) 罹患者の避難

安全な病院やホテルで療養しているため、予定避難所へは避難しないものとします。

6 今後の予定

感染防止対策に関する避難所の設営訓練を次のとおり行います。

- ・日程 令和2年5月29日（金） 時間未定

※取材の機会について、別途、場所や時間等の詳細をお知らせします。

【問い合わせ先】

危機管理室危機管理課 電話：582-2110

担当課長 澤田、担当係長 日南・塚本